

一般社団法人広島県障害者スポーツ協会障害者スポーツ競技団体等交付金交付要綱

平成28年10月19日制定

平成30年 4月 2日改定

(目的)

第1条 一般社団法人広島県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）は、広島県内の障害者スポーツの普及や競技力向上等による障害者スポーツの振興を図るため、障害者スポーツ競技団体等に対して、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付金の交付について必要な事項を定める。

(財源)

第2条 交付金の財源は、会費とする。

(交付対象)

第3条 交付対象は、次の（1）又は（2）に該当する協会の団体特別会員の団体又は団体特別会員のチームとする。

- （1）全国大会及び全国大会の予選会（ただし、全国障害者スポーツ大会は除く。）に位置づけられる障害者スポーツ競技大会に出場する選手が所属している団体又はチーム
- （2）障害者スポーツの普及や競技力向上等による障害者スポーツの振興のために積極的かつ組織的に活動していると認められる団体又はチーム

(交付額)

第4条 協会の予算の定めるところにより、一団体又は一チームにつき、5万円以内とする。

(交付申請)

第5条 前条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、別紙交付申請書により、第3条に規定する（1）又は（2）に該当することを証する関係資料を添付して、協会会長に申請を行うものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会会長は、前条の規定による申請があった場合は、協会定款第51条に基づき設置された専門委員会の意見を聞き、速やかに内容を審査し、交付金の交付が適当であると認めるときは、申請団体が指定する金融機関の口座に交付金を振り込むものとする。

(関係資料の保存期間)

第7条 交付申請に係る関係資料の保存期間は、当該交付金を交付した日から起算して5年を超過した日の属する協会の会計年度の末日までとする。

(雑則)

第8条 本交付金の交付について必要な事項は、協会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。